

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和5年9月20日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300094号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300065号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年4月1日から平成19年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年4月から平成19年8月までの標準報酬月額については、18万円から30万円とする。

平成17年4月から平成19年8月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年4月1日から平成20年6月1日まで  
A社における請求期間の標準報酬月額が実際に支払われた給与額より低く記録されている。請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の保険給付に反映する標準報酬月額は、18万円と記録されているところ、事業主から提出された賃金台帳及び日本年金機構の回答によると、資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(以下「本来の標準報酬月額」という。)は、平成17年4月から平成19年8月までは30万円、平成19年9月から平成20年5月までは32万円と認められ、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は18万円と認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間について、上述のとおり、本来の標準報酬月額（30万円又は32万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（18万円）を超えるものの、事業主が給与から源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（18万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、記録の訂正は認められない。

しかしながら、請求期間のうち、平成17年4月1日から平成19年9月1日までの期間について、上述のとおり、請求者の本来の標準報酬月額（30万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（18万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（18万円）を超えていることから、平成17年4月から平成19年8月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、平成17年4月から平成19年8月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

一方、請求期間のうち、平成19年9月1日から平成20年6月1日までの期間について、オンライン記録によると、当初、当該期間の標準報酬月額は18万円と記録されていたところ、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年7月28日付けで、事業主から、標準報酬月額を32万円に訂正する平成19年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されていたため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、既に保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録されていることから、厚生年金保険の被保険者記録の訂正は要しない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300111号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300066号

## 第1 結論

請求者のA社における令和2年4月10日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

令和2年4月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年4月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年4月10日

請求期間に、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された令和2年4月分賞与に係る給与・賞与支給実績一覧表及び請求者に係る令和2年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿並びに課税庁から提出された③給与支払報告書(個人別明細書)により、請求者は、請求期間に同社から50万円の標準賞与額に相当する賞与(50万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(4万5,750円)を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る令和2年4月10日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年4月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300112号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300067号

## 第1 結論

請求者のA社における令和2年4月10日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

令和2年4月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年4月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年4月10日

請求期間に、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された令和2年4月分賞与に係る給与・賞与支給実績一覧表及び請求者に係る令和2年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿並びに課税庁から提出された③給与支払報告書(個人別明細書)により、請求者は、請求期間に同社から50万円の標準賞与額に相当する賞与(50万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(4万5,750円)を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る令和2年4月10日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年4月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。